

# 福岡県公報

平成20年2月4日  
第2781号

## 目次

### 告示(第175号-第181号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) .....	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) .....	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) .....	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) .....	2
道路の区域の変更 (道路維持課) .....	2
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	2
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (出納事務局出納総務課) .....	2
<b>公 告</b>	
一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	3
意見募集の結果の公示 (水産振興課) .....	5
<b>公安委員会</b>	
福岡県安全・安心まちづくり条例第17条第1項に規定する深夜営業 施設を定める規則 (警察本部生活安全総務課) .....	5
福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部生活安全総務課) .....	6

## 告 示

### 福岡県告示第175号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 サニー宝町店
  - (2) 所在地 福岡県春日市伯玄町2丁目18番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 福岡県告示第176号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ザ・モール春日
  - (2) 所在地 福岡県春日市春日5丁目17番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 福岡県告示第177号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 第2グリーンプラザビル
- (2) 所在地 福岡県春日市下白水南一丁目1番

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし（大規模小売店舗において小売業を行う者の変更）

福岡県告示第178号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 第2グリーンプラザビル
- (2) 所在地 福岡県春日市下白水南一丁目1番

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし（大規模小売店舗設置者の代表者の変更）

福岡県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯 塚	県 道	飯 塚 線 大 野 城	前	飯塚市内住1043番先から 同市内住2037番3先まで	13.0 ～ 65.0	403.0
			後	飯塚市内住1043番先から 同市内住2037番3先まで	13.0 ～ 65.0	403.0

福岡県告示第180号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市渡字依瀬523 - 1の一部、532の一部及び2041の一部及び字京泊536 - 2、538から542まで、548及び549並びに字田ノ尻641の一部、652 - 1の一部、2043 - 2、2044、2051 - 2、2054、2536 - 2及び2538

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

鹿児島市新照院41番1号  
城山観光株式会社 代表取締役社長 大西 茂

福岡県告示第181号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成20年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	104	大野城市瓦田3丁目10番33号 筑紫土木協会 会長 古賀 義久	大野城市白木原3丁目5番25号 福岡県筑紫総合庁舎 福岡県那珂土木事務所建築指導課内	平成20年1月19日
旧事項		大野城市瓦田3丁目10番33号 筑紫土木協会 会長 佐藤 善郎		

## 公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 調達内容

## (1) 調達物品の名称及び数量

デジタルカメラ	72台
SDカード	72枚
ストラップ	72本
インクカートリッジ	470パック
写真用紙	800パック

## (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成20年3月13日(木)

## (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

## 2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

## 3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年2月12日現在において、次の条件を満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A、B
01	02	事務機器	AA、A、B
05	01	電気器具	AA、A、B
05	10	光学機器・DPE	AA、A、B

## (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

## (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

## (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

## (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

## (6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法(昭和38年法律第

154号) 第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成20年2月4日(月)から平成20年2月12日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年2月4日(月)から平成20年2月12日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年2月15日(金)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室

(2) 日時

平成20年2月18日(月)午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

#### 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

#### 公告

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく申請に関する処分に係る審査基準案について、平成19年11月12日から平成19年12月12日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成20年1月28日に設定しました。

平成20年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

#### 問い合わせ先

水産林務部水産振興課経営指導係

電話：092 - 643 - 3560

メールアドレス：suisan@pref.fukuoka.lg.jp

### 公安委員会

福岡県公安委員会規則第2号

福岡県安全・安心まちづくり条例第17条第1項に規定する深夜営業施設を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成20年2月4日

福岡県公安委員会

福岡県安全・安心まちづくり条例第17条第1項に規定する深夜営業施設を定める規則

福岡県安全・安心まちづくり条例（平成19年福岡県条例第70号）第17条第1項に規定する公安委員会規則で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スーパーマーケット（衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス店（売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をい

う。以下同じ。)で、その売場面積が250平方メートル以上のものをいう。)  
(2) コンビニエンスストア(飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が1日につき14時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が30平方メートル以上250平方メートル未満のものをいう。)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第29号

福岡県行政手続条例第37条第1項の規定に基づき、探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う処分基準(案)について、次のとおり意見を募集する。

平成20年2月4日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成20年1月24日から平成20年2月22日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ(<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課に備え置く。